

公益財団法人徳島県国際交流協会役員の報酬等及び費用  
並びに評議員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県国際交流協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用並びに評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費、通勤手当等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員には、第4条で定める定例報酬を支給する。

3 監事のうち、評議員会の決議した監事には、会計監査に対する対価報酬として月額33,411円を支給する。

4 常勤役員には退職手当は支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 各々の常勤役員が受けるべき定例報酬（賞与を含む。）の年間総額は、900万円を超えない範囲で理事長が理事会の承認を得て決定する。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員の給与及び旅費等に関する規程に準じる。

2 新たに常勤役員となった者には、その日から定例報酬を支給する。

3 常勤役員が退職、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日までの報酬を支給する。

(費用)

第6条 協会は、役員等がその職務の執行にあたって負担した経費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、別に定める職員の給与及び旅費等に関する規程に準じる。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。